

外国人材日本語習得支援補助金

長野県では、県内に事業所を有する中小企業等の外国人材の定着・活躍を促進するため、外国人の日本語能力向上につながる取り組みを支援します。

補助対象者

県内に本社又は主たる事務所を有し、県内で外国人材(技能実習生)を雇用する中小企業等

(会社法上の会社のほか、医療法人、社会福祉法人、学校法人、特定非営利活動法人等を含む。)

補助対象事業

県内中小企業等が自社の外国人従業員に行う日本語能力向上のための日本語学習事業(日本語能力の熟達度A2相当以上を目指すもの)

対象経費	<ul style="list-style-type: none">日本語教室の開催経費(オンライン可) 講師謝金、旅費、会場使用料、通信費、消耗品費、委託料、通訳料日本語教室の受講経費(オンライン可) 受講料、旅費その他必要と認める経費
対象外経費	<ul style="list-style-type: none">教材費、テキスト代日本語試験・技能検定の受検手数料受講者の賃金等の人件費、食糧費設備・機器・ソフトウェアの購入及び更新費その他不相当と認める経費

補助内容

【補助率・額】 補助率2分の1以内、上限15万円/1事業者

【補助対象期間】 令和8年6月23日(火)～令和9年2月19日(金)

事務手続き

1. 交付申請書の提出 令和9年1月22日(金)まで

長野県ホームページから申請書類をダウンロードし、必要事項を記入の上、以下の書類提出先までメール、持参または郵送してください。
※交付決定には日数を要しますので、余裕をもって申請してください。

2. 交付決定通知到着・事業開始

※交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から15日以内に限り行うことができます。
※事業を変更・廃止する場合は、県の承認が必要です。

3. 事業完了 令和9年2月19日(金)まで

4. 実績報告書提出 令和9年2月26日(金)まで

5. 額の確定通知到着・請求書提出

6. お支払い

留意事項

- ※交付決定前に事業着手すること(契約・実施・支払い等)は認められませんので、事業着手前に早めにご相談や申請手続きをお願いします。
- ※対象経費について、判断に迷うものがある場合には、事前に担当者へお問合せください。
- ※実績報告書提出の際に、支出が分かる書類(領収書の写し等)の添付が必要ですので、事業に関する領収書等は必ず保管しておいてください。

【書類提出先・問い合わせ先】

長野県産業労働部産業人材育成課人材育成支援係
〒380-8570 長野市南長野幅下692-2
TEL:026-235-7202 FAX:026-235-7328
メールアドレス:jinzai2@pref.nagano.lg.jp

